解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

京都府亀岡市宮前町神前長野一五番地

財団法人亀岡市交流活動センター

代表清算人　久世　耕司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七五四番地宗教法人真宗大谷派宗務所内

財団法人真宗大谷育英財団

代表清算人　安原　晃

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大阪市都島区東野田町四丁目一六番二号

社団法人日本メリヤス針工業会

代表清算人　柴田　修

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大阪府大阪市北区堂島一丁目二番二号

社団法人関西飛行協会

清算人　堀内　伸行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大阪府寝屋川市豊野町二番三六号

財団法人豊野保育園

清算人　荒川　珠子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大阪府堺市西区鳳東町四丁三九〇番地一

財団法人堺市福祉サービス公社

清算人　米谷　忠年

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年二月二十三日寝屋川市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

寝屋川市寝屋川市寝屋一丁目一四番一一号

寝屋川市寝屋南土地区画整理組合

清算人代表　川口　茂明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大阪府高槻市桃園町四番一五号

財団法人高槻市水道サービス公社

清算人　法幸　貞次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

兵庫県姫路市土山東の町九番一五号

財団法人姫路キリスト教青年会

代表清算人　山川　一郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

兵庫県赤穂郡上郡町竹万八六四番地一一

上郡町竹万土地区画整理組合

清算人代表　高橋　學

解散公告（第一回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良市西大寺新田町一番一五号

社団法人日本和裁教育振興会

代表清算人　永井　宏昌

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月十七日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県北葛城郡広陵町大字笠一六八番地

財団法人広陵町施設管理サービス公社

清算人　平岡　仁

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市三条宮前町七番一号

財団法人奈良市文化振興センター

清算人　吉本　賀勇

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市東寺林町三八番地

財団法人ならまち振興財団

清算人　森本　恭平

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市脇戸町三番地

財団法人杉岡華邨書道美術財団

清算人　三好　信幸

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市都祁白石町一一三三番地奈良市都祁交流センター内

財団法人奈良市都祁地域振興財団

清算人　中西　啓次

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市法蓮佐保山四丁目五番一号

財団法人奈良市スポーツ振興事業団

清算人　芝野　勇夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市法蓮佐保山四丁目六番三号

財団法人奈良市武道振興会

清算人　杉原　好計